



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年10月14日火曜日 第1500号

◇ 目 次 ◇

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	1069
土地改良区役員の退任の届出（2件）.....	1070
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1070
県営土地改良事業の工事の完了.....	1070
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	1070
道路の供用開始（ " ）.....	1071
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	1071
道路の区域変更（一般国道441号）.....	1071
道路の供用開始（ " ）.....	1071
道路の供用開始（一般国道441号）.....	1071
道路の供用開始（県道日向谷高野子線）.....	1072
道路の供用開始（県道十和吉野線）.....	1072
道路の位置の指定.....	1072

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1072
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	1073

告 示

○愛媛県告示第1983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町第四土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 義 雄	周桑郡小松町大字新屋敷甲755番地
"	塩 出 喜久馬	西条市大町746番地の5
"	原 田 主 税	周桑郡小松町大字新屋敷甲31番地第2
"	村 上 昭 義	周桑郡小松町大字新屋敷甲57番地
"	日 野 雄 哉	周桑郡小松町大字新屋敷甲572番地
"	高 橋 篤	周桑郡小松町大字新屋敷甲2531番地の1
"	久 米 清 敬	東予市広江393番地
"	首 藤 利 雄	東予市玉之江567番地の1
"	高 橋 宏 幸	西条市氷見乙1480番地
"	日 野 豊 俊	周桑郡小松町大字新屋敷甲572番地の2
"	野 嶋 克 哉	周桑郡小松町大字新屋敷甲459番地
監 事	近 藤 直 意	周桑郡小松町大字新屋敷甲51番地
"	黒 川 博 之	西条市氷見乙1165番地の1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 野 雄 哉	周桑郡小松町大字新屋敷甲572番地
"	十 亀 義 雄	周桑郡小松町大字新屋敷甲755番地
"	原 田 主 税	周桑郡小松町大字新屋敷甲31番地第2
"	村 上 昭 義	周桑郡小松町大字新屋敷甲57番地
"	野 嶋 克 哉	周桑郡小松町大字新屋敷甲459番地
"	越 智 泰 隆	周桑郡小松町大字新屋敷甲598番地の1
"	曾我部 清 春	周桑郡小松町大字新屋敷甲329番地
"	近 藤 直 意	周桑郡小松町大字新屋敷甲51番地
"	高 橋 潔	西条市氷見乙1470番地の1
"	汐 崎 宗 義	東予市今在家313番地
"	丹 下 虎 雄	東予市玉之江210番地
監 事	越 智 和 雄	周桑郡小松町大字新屋敷甲601番地
"	河 野 吉 實	西条市氷見丙944番地

○愛媛県告示第1984号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市荏原地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	野 中 弘	松山市東方町甲1264番地
"	松 田 惇	松山市東方町甲1195番地
"	永 山 幹 雄	松山市津吉町545番地
"	石 橋 勝 年	松山市津吉町725番地
"	森 俊 明	松山市中野町甲1197番地
"	篠 浦 将 七	松山市中野町甲363番地
"	三 好 晶 一	松山市小村町296番地2
"	末 松 齊	松山市大橋町339番地2
"	舛 岡 保 一	松山市上川原町甲1509番地1
"	藤 岡 正 勝	松山市上野町甲70番地
"	栗 原 慎 一	松山市上野町甲1001番地1
"	玉 木 寅 行	松山市恵原町甲296番地2
"	西 田 昌 幸	松山市恵原町甲536番地
"	脇 坂 啓 一	松山市西野町甲148番地
監 事	柳之内 豊	松山市東方町甲202番地1
"	高 見 一 弘	松山市上野町甲304番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	柳之内 豊	松山市東方町甲202番地 1
"	松 田 惇	松山市東方町甲1195番地
"	永 山 幹 雄	松山市津吉町545番地
"	石 橋 勝 年	松山市津吉町725番地
"	近 藤 亀	松山市中野町甲213番地 1
"	篠 浦 将 七	松山市中野町甲363番地
"	三 好 晶 一	松山市小村町296番地 2
"	未 松 齊	松山市大橋町339番地 2
"	升 岡 理 一	松山市上川原町1533番地
"	高 見 一 弘	松山市上野町甲304番地 1
"	藤 岡 正 勝	松山市上野町甲70番地
"	平 岡 治 夫	松山市恵原町甲479番地
"	水 口 茂 馬	松山市恵原町甲1270番地
"	脇 坂 啓 一	松山市西野町甲148番地
監 事	河 本 利 員	松山市東方町甲505番地 3
"	佐 野 彰 男	松山市上野町甲957番地 1

○愛媛県告示第1985号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、川之江市上分町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 川 角 市	川之江市上分町505番地

○愛媛県告示第1986号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東予市楠河土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

○愛媛県告示第1989号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内 3 番耕地 4 番 2 から 同大字 2 番耕地429番 3 まで	旧	メートル 4.0～ 6.2	キロメートル 0.073	
			新	5.5～22.2	0.073	

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 田 明 美	東予市楠甲1331番地
"	阿 部 勝 房	東予市河原津甲504番地の 1

○愛媛県告示第1987号

三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・周木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・周木地区）計画書の写し
- (2) 三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年10月15日から11月12日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

○愛媛県告示第1988号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県営ほ場整備事業	宇和地区（郷内工区）	平成13年 3 月10日
県営ほ場整備事業	宇和地区（西山田工区）	平成13年 3 月10日
県営ほ場整備事業	宇和地区（小原工区）	平成13年 3 月21日
県営ほ場整備事業	宇和地区（岩木工区）	平成15年 3 月31日

○愛媛県告示第1990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市大字川之内3番耕地4番2から 同大字2番耕地429番3まで	平成15年10月14日

○愛媛県告示第1991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字三嶋1628番地先から 同大字1623番2地先まで	平成15年10月14日
”	”	喜多郡河辺村大字三嶋1597番2から 同大字1590番2まで	”

○愛媛県告示第1992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字旭153番2から 同大字219番2まで	旧	メートル 11.5～34.5	キロメートル 0.177	
			新	11.5～25.1	0.177	

○愛媛県告示第1993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	東宇和郡野村町大字旭153番2から 同大字219番2まで	平成15年10月14日

○愛媛県告示第1994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	東宇和郡野村町大字白髭1号389番2地先から 同大字1号466番地先まで	平成15年10月14日

○愛媛県告示第1995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	日向谷高野子線	東宇和郡城川町大字高野子320番2地先から 同大字294番まで	平成15年10月14日

○愛媛県告示第1996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川444番2から 同大字419番2地先まで	平成15年10月14日

○愛媛県告示第1997号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

西条市大町字本郷1250番1

2 申請人の住所氏名

西条市神拝甲361番地

白石木材商工株式会社

代表取締役 白石 隆

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年10月1日	NPO法人 とべ・TOBE	矢野 徹 志	伊予郡砥部町宮内980番地	この法人は、地域の伝統文化と新しい芸術文化が融合する香り高いアートが息づく里の創出を目指し、地域住民をはじめ広範な人々に対し、アートによる生活の質の向上と心の充実、芸術文化の豊かなまちの創出、アーティストの養成、青少年の育成、社会福祉活動などの社会貢献を、調査研究・実践・普及・提言活動を地域住民の参加と協力により、ボランティア精神で実施し、芸

術文化の豊かな地域の創造に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年10月1日	特定非営利活動法人 Works21	豊 田 康 志	西条市福武甲628番地9	この法人は、障害者及び高齢者に対して、その自立した生活を支援する活動に関する事業を行い、もって障害者及び高齢者の社会参加機会の均等化に寄与し、地域社会全体の利益に貢献することを目的とする。

